

コ・5・0（有効期間：令和35年12月末）  
（保存期間：令和5年12月末）

例規（交規）第31号  
令和5年8月30日

各所属長 殿

山形県警察本部長

緊急通行車両等確認要綱の制定について（例規通達）

緊急通行車両等確認要綱を別添のとおり定め、令和5年9月1日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、緊急通行車両等確認要綱（平成25年3月7日付け例規（交規）第6号。以下「旧要綱」という。）は令和5年8月31日限り、廃止する。

記

## 1 趣旨

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）の施行に伴い、災害発生より前においても緊急通行車両の確認を行うことができることとなることから、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づく事務手続等について必要な事項を定めたほか、その他必要な事項を定めた。

## 2 主な内容

### (1) 災害発生前における緊急通行車両の確認の実施

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において行うこととされているところ、指定行政機関等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされた。

### (2) 緊急通行車両の事前届出制度の廃止

緊急通行車両の事前届出制度を廃止した。

なお、既に交付を受けている「緊急通行車両等事前届出済証」は令和5年9月1日以降も引き続き有効であるものの、同日以降、新規受理は廃止することとなる。

一方、規制除外車両の事前届出制度については従前のとおり継続とする。

## 3 留意事項

旧要綱に基づき緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた者からの緊急通行車両であることの確認の申出があった場合の取扱いは、従前の例により対応するものとする。

別添

## 第1 趣旨

この要綱は、山形県公安委員会専決事務に関する規程（平成13年9月県公安委員会規程第2号）第2条の規定により、山形県警察本部長が専決することができる災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく緊急通行車両であることの確認等に関する事務、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認等に関する事務並びに山形県公安委員会の意思決定により災害時における交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）であることの確認等に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両に係る確認等

### 1 緊急通行車両であることの確認の対象とする車両

災対法施行令第33条第1項の規定により行われる緊急通行車両として使用される車両であることの確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）の対象とする車両は、災対法施行令第32条の2第2号に掲げる車両であるが、次のいずれにも該当する場合は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

- (1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

### 2 緊急通行車両であることの確認等

緊急通行車両であることの確認等については、次により行うものとする。

#### (1) 緊急通行車両であることの確認場所

山形県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察本部、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）、警察署又は交通検問所において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。ただし、災害発生前における緊急通行車両であることの確認は、警察本部又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署において当該確認を行うものとする。

#### (2) 確認の申出に係る書類

本部長は、以下のものを提出させるものとする。

- ア 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「規則」という。）別記様式第3に規定する申出書（以下「確認申出書」という。）

イ 規則第6条第2項各号に掲げる書類

(3) 申出内容の審査

本部長は、前号の申出に係る車両に関し、次の事項について審査するものとする。

ア 前項の規定に該当する車両であること。

イ 当該車両の用途（緊急輸送を行う場合にあつては、輸送人員又は品名）及び当該車両の使用者等が適正であること。

(4) 標章等の交付

本部長は、前号の規定による審査の結果、緊急通行車両に該当することを確認した場合は、規則別記様式第4に規定する標章（以下「確認標章」という。）及び規則別記様式第5に規定する緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）（以下「標章等」という。）を申出者に交付するものとする。

(5) 標章等の有効期限

標章等は、交付の日から起算して5年後の日を有効期限とするものとする。ただし、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であつて、当該満了日等が標章等の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章等の有効期限とする。

3 緊急通行車両確認証明書交付簿の備付け等

交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長、警察署長又は交通検問所の責任者（以下「交通規制課長等」という。）は、緊急通行車両確認証明書交付簿（別記様式第1号）を備え付け、前項に規定する確認申出書の受理その他事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

第3 災対法第76条第1項に規定する公安委員会の意思決定に基づく交通規制において、当該規制の対象から除外することとなる規制除外車両の確認等

1 規制除外車両

規制除外車両は、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両で、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であつて、公安委員会の意思決定による交通規制から除外するものとする。

2 規制除外車両の緊急交通路の通行方法

規制除外車両が緊急交通路を通行する場合は、確認標章を外部から認識できる場所に掲示しなければならない。ただし、規制除外車両のうち災害対策に従事する車両であつて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に規定する自動車登録番号標又は同法第73条に規定する車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）以外の番号標等を取り付けている車両については、この限りでない。

3 規制除外車両であることの確認等

規制除外車両であることの確認については、大規模災害発生直後の第一局面と、交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面である第二局面で、区別して行うものとする。

(1) 第一局面における確認の対象

次項に規定する事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(2) 第二局面における確認の対象

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

なお、規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、警察庁の調整に基づく指示に従うものとする。

(3) 規制除外車両であることの確認場所

本部長は、警察本部、高速隊、警察署又は交通検問所において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(4) 確認の申出に係る書類

本部長は、規制除外車両であることの確認の申出に当たって、当該申出に係る車両の使用者に自動車検査証（以下「車検証」という。）の写し及び規制除外車両であることを疎明する書類の提出を求めるとともに、規制除外車両確認申出書（別記様式第2号）に必要事項を記載させ、提出させるものとする。

(5) 申出内容の審査

本部長は、前号の申出に係る車両に関し、次の事項について審査するものとする。

ア 規制除外車両に該当する車両であること。

イ 当該車両の使用者等が適正であること。

(6) 標章等の交付

本部長は、前号の規定による審査の結果、規制除外車両に該当することを確認した場合は、確認標章及び規制除外車両確認証明書（別記様式第3号）を申出者に交付するものとする。

(7) 標章等の有効期限

前号の規定により交付した確認標章及び規制除外車両確認証明書の有効期限は、交付の日から起算して1か月後の日とする。ただし、警察庁から別途指示がある場合は、この限りではない。

4 規制除外車両の事前届出制の実施

災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、次により規制除外車両の事前届出制を実施する。

(1) 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものとする。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出を行う者

事前届出は、事前届出対象車両の緊急交通路の通行に係る業務の実施について

責任を有する者又はその代行者に行わせるものとする。

#### イ 事前届出の受理

事前届出は、原則として当該届出に係る車両（以下「事前届出車両」という。）の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）が受理するものとする。ただし、警察行政手続サイトにより行われた事前届出は、交通規制課長が当該データを受信し、受理するものとする。

#### ウ 事前届出に係る書類

次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる書類、車検証の写し及び規制除外車両事前届出書（別記様式第4号）の提出を求めるものとする。

##### (ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

##### (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

##### (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

届出に係る車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できる写真に限る。）

##### (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

届出に係る車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できる写真に限る。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。）

#### (3) 届出内容の確認

交通規制課長は、前号の届出に係る車両に関し、次の事項について確認するものとする。

ア 第1号に規定する事前届出の対象とする車両であること。

イ 当該車両の使用者等が適正であること。

#### (4) 除外届出済証の交付等

##### ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、前号の規定による確認の結果、適正な届出であると認めるときは、規制除外車両事前届出済証（別記様式第4号。以下「除外届出済証」という。）を、事前届出書を受理した警察署長を経由して、届出者に交付するものとする。

##### イ 届出済証の再交付

交通規制課長は、除外届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、交付の場合と同じ手続を経て、再交付を行うものとする。この場合において、その届出については、事前届出書に所要の事項のほか「(再交付申出)」と記入し、再交付する除外届出済証については、これに「再」と朱書きす

るものとする。

#### ウ 届出済証の返納

交通規制課長又は警察署長は、除外届出済証を交付した車両が規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったときは、速やかに当該除外届出済証を返納させるものとする。この場合において、返納に係る除外届出済証は、事前届出書を受理した警察署長に提出させるものとし、交通規制課長に回付するものとする。

#### (5) 事前届出受理簿の備え付け

警察署長は、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記様式第5号）を備え付け、事前届出の受理その他事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

### 5 事前届出車両の規制除外車両であることの確認

#### (1) 手続の優先

本部長は、除外届出済証の交付を受けた者から規制除外車両であることの確認申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

#### (2) 審査の省略

規制除外車両であることの確認のために必要な審査は、除外届出済証を交付するに当たって実施した事前届出車両であることの確認をもって終了したものとみなすことができる。

#### (3) 確認手続

本部長は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書に必要事項を記載させ、提出させるものとする。

#### (4) 確認場所

除外届出済証による規制除外車両であることの確認は、警察本部、高速隊、警察署又は交通検問所において行うものとする。

#### (5) 規制除外車両であることの確認に関する規定の準用

第3項第6号の規定は、事前届出車両について規制除外車両であることの確認を行った場合における標章等の交付について準用する。

### 6 確認申出受理簿の備付け等

交通規制課長等は、規制除外車両確認証明書交付簿（別記様式第6号）を備え付け、第3項及び前項に規定する規制除外車両確認申出書の受理その他事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

## 第4 原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等

### 1 緊急通行車両であることの確認の対象とする車両

原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他緊急事態応急対策を実施するための車両であるが、次のいずれにも該当する場合は、原子力緊急事態宣言の前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

#### (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第

156号。以下「原災法」という。) 第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

2 災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両であることの確認に関する規定の準用  
第2第2項及び第3項の規定は、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等について準用する。

3 災対法施行令の規定に基づく規制除外車両の確認等に関する規定の準用  
第3の規定は、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認等について準用する。この場合において第4項中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第5 国民保護法施行令の規定に基づく緊急通行車両であることの確認等

1 緊急通行車両であることの確認の対象とする車両

国民保護法施行令の規定に基づく緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両であるが、次のいずれにも該当する場合は、武力攻撃事態等の前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

2 災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両であることの確認に関する規定の準用  
第2第2項及び第3項の規定は、国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等について準用する。

3 災対法施行令の規定に基づく規制除外車両の確認等に関する規定の準用  
第3の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律（平成16年法律第

112号) 第155条第1項の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の確認等について準用する。この場合において第4項中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

## 第6 大震法施行令の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認等

### 1 緊急輸送車両であることの確認の対象とする車両

大震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認の対象とする車両は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第24条に規定する緊急輸送を行う車両であるが、次のいずれにも該当する場合は、警戒宣言発令の前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

- (1) 警戒宣言発令時において大震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として大震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

### 2 災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両であることの確認に関する規定の準用

第2第2項第1号から同項第4号まで及び第3項の規定は緊急輸送車両であることの確認等について準用する。この場合において、第2第2項第2号ア中「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「規則」という。）別記様式第3に規定する申出書（以下「確認申出書」という。）」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）別記様式第6」と、同号イ中「規則」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法施行規則」と、第3項中「緊急通行車両確認証明書交付簿（別記様式第1号）」とあるのは、「緊急輸送車両確認証明書交付簿（別記様式第7号）」と読み替えるものとする。

## 第7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

### (1) 標章等の確認

本部長は、標章等の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章等を確認し、緊急通行車両、緊急輸送車両又は規制除外車両であることの確認をするものとする。

### (2) 通行車両の記録

前号の確認の結果、標章等の交付を受けた車両が緊急交通路を通行するときは、緊急交通路通行車両管理簿（別記様式第8号）に通行した車両について記入するものとする。

## 第8 標章等の取扱い

### 1 交付番号

標章を交付するときは、標章の表面の左上等の余白部分に次のとおり16桁の交付番号を記入するものとする。また、緊急通行車両確認証明書交付簿の交付番号は、当該

番号を記入するものとする。

- (1) 左から1桁目及び2桁目  
標章を交付した日の属する年度（西暦）の下2桁を記入する。
- (2) 左から3桁目から8桁目まで  
別表第1項の所属コードを記入する。
- (3) 左から9桁目及び10桁目  
別表第2項の交通検問所コードを記入する。
- (4) 左から11桁目  
別表第3項の緊急通行車両等の種別コードを記入する。
- (5) 左から12桁目から16桁目まで  
一連番号を記入する。  
なお、一連番号は、年度ごとに付するものとする。

## 2 標章等の記載事項の変更・再交付

本部長は、規則第6条の3第1項の規定により標章等の書換え交付を行ったとき、又は規則第6条の4第1項の規定により標章等の再交付を行ったときは、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該標章等の備考欄にその経緯を記入するものとする。

## 3 変更又は再交付後の標章等の有効期限

前項により書換え交付又は再交付した標章等の有効期限は、書換え交付前又は再交付前の有効期限を引き継ぐものとする。

## 別表

## 1 所属コード

所属	コード
交通規制課	240559
山形警察署	241016
鶴岡警察署	241024
酒田警察署	241032
米沢警察署	241041
新庄警察署	241059
村山警察署	241067
南陽警察署	241075
長井警察署	241083
寒河江警察署	241091
天童警察署	241105
上山警察署	241113
尾花沢警察署	241121
庄内警察署	241130
小国警察署	241172
高速道路交通警察隊	240591

## 2 交通検問所コード

検 問 所		コード
日本海東北自動車道	酒田 I C	0 1
日本海東北自動車道	酒田本線料金所	0 2
日本海東北自動車道	遊佐比子 I C	0 3
東北中央自動車道	米沢北 I C	0 4
東北中央自動車道	南陽高畠 I C	0 5
東北中央自動車道	かみのやま温泉 I C	0 6
東北中央自動車道	山形上山 I C	0 7
東北中央自動車道	東根 I C	0 8
東北中央自動車道	村山 I C	0 9
東北中央自動車道	新庄 I C	1 0
東北中央自動車道	新庄真室川 I C	1 1
国道13号主寝坂道路	飛ノ森 I C	1 2
国道13号主寝坂道路	及位 I C	1 3
山形自動車道	山形蔵王 I C	1 4
山形自動車道	山形北 I C	1 5
山形自動車道	寒河江 I C	1 6
山形自動車道	西川本線料金所	1 7
国道112号月山道路	月山 I C	1 8

国道112号月山道路	月山 I C 西方 (荒沢駐車隊)	1 9
国道112号月山道路	湯殿山IC(鶴の里チェーン脱着所)	2 0
山形自動車道	湯殿山 I C	2 1
山形自動車道	鶴岡 I C	2 2
国道47号新庄南バイパス	鳥越 I C	2 3
国道47号新庄南バイパス	新庄 I C (信号交差点)	2 4
国道47号新庄南バイパス	升形 I C	2 5
国道47号余目酒田道路	余目東 I C	2 6
国道47号余目酒田道路	酒田中央 I C	2 7
国道113号赤湯バイパス	深沼交差点 (南陽高島 I C)	2 8
国道113号赤湯バイパス	竹原交差点	2 9
警察本部・高速道路交通警察隊・警察署		0 0

### 3 緊急通行車両等の種別コード

種 別	コード
災対法に基づく緊急通行車両	1
災対法に基づく規制除外車両	2
大震法に基づく緊急輸送車両	3
原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両	4
原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両	5



様式第 2 号

山形県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の	住 所	
使用者	氏名又は 名 称	
緊 急	住 所	
連絡先	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 3 号

<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">山形県公安委員会 印</p>	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	
活 動 地 域	
車両の 住所	
使用者 氏名又は 名 称	
有 効 期 限	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号

災害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 山形県公安委員会 殿 届出者 住所 電話 氏名		第 号 災害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 山形県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の	住所	
使用者	氏名又は名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の資料の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所等に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、届出を行った警察署に本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。







様式第 8 号

緊急交通路通行車両管理簿

確認場所 ( )

緊急通行 年月日時	番号表に表示 されている番号	車両の使用者 氏名又は名称	活 動 地 域	交 付 番 号	備 考
・ ・ :					
・ ・ :					
・ ・ :					
・ ・ :					
・ ・ :					
・ ・ :					

備考

- 1 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の場合には、当該車両の用途について次に掲げる区分の該当する記号を備考欄に記入すること。
  - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - カ 清掃、貿易その他の保健衛生に関する事項
  - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
  - ク 緊急輸送の確保に関する事項
  - ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 その他の法令に基づく緊急通行（輸送）車両や規制除外車両については、その旨及び車両の用途の概要を備考欄に記入すること。